

# 袋井市立周南中学校いじめ防止基本方針

袋井市立周南中学校

# 袋井市立周南中学校いじめ防止基本方針

## 目次

### はじめに

#### 第1 いじめ防止等の基本的な考え方

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの理解
- 3 基本的な考え方
  - (1) いじめの未然防止
  - (2) いじめの早期発見・早期対応
  - (3) 関係機関との連携

#### 第2 いじめの防止等のための対策

- 1 いじめ対策に関する組織と役割
- 2 いじめ防止等に関する取組
  - (1) いじめの未然防止
  - (2) いじめの早期発見
  - (3) いじめ事案への対処
  - (4) 関係機関との連携

#### 3 重大事態への対処

- (1) 重大事態とは
- (2) 重大事態の対応

## はじめに

この袋井市立周南中学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年）法律71号第13条の規定に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものです。

## 第1 いじめ防止等の基本的な考え方

### 1 いじめの定義

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットや端末機器等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

いじめには、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

一つ一つの行為が「いじめ」にあたるかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立つことが必要です。その際、いじめられていても本人がそれを否定したり、本人が気付いていなかったりするケースが見られることを踏まえ、生徒の様子や状況を客観的に確認する必要があります。

また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法22条の学校いじめ対策組織（以下「校内いじめ対策委員会」）を活用して行います。

### 2 いじめの理解

いじめは、どの子供にも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供がいじめられる側やいじめる側の立場を経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの人から集

中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせます。

加えて、いじめた・いじめられたという二つの立場だけでなく、生徒が所属する集団において、「観衆」としてはやしたてたり、「傍観者」として見て見ぬふりをしたりする子供の存在にも注意を払わなければいけません。また、問題を隠そうとしたり、ばれなければよいと考えたりする雰囲気形成されないようにする必要があります。

### 3 基本的な考え方

#### (1) いじめの未然防止

子供たちは、家庭や地域、学校という様々な場で人との関わり方を学びます。この過程で、自分を大切に思う気持ち(自尊感情)や他者を尊重する感覚(人権感覚)、そして決まりを守ろうとする意識(規範意識)を育て、健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない社会づくりにつながります。そのためには、家庭や地域、学校が連携し、一体となった継続的な取組が必要です。学校は、教育活動全体を通し、以下のことを取り組みます。

- 「いじめは決して許されない」という理解を促す
- 心通う人間関係を築く力の素地を養う。
- 子供と教職員の信頼関係を大切にし、すべての生徒が安心して自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。
- 子供自らがいじめについて考える場や機会を大切にする。
- いじめの背景にあるストレスなどの要因に着目し、その改善を図ったり適切に対処したりする力を育む。

#### (2) いじめの早期発見・早期対応

##### ア 早期発見

いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。いじめのサインは、いじめを受けている子供からも、いじめている子供からも出ています。教職員はこのことを認識し、子供のわずかな変化やサインを見逃さず、早い段階から関

わりをもち、積極的にいじめを認知します。また、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施などにより、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えます。

#### イ 早期対応

いじめが発見された場合、学校は以下のように対応します。

- いじめをうけた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保した上で、いじめたとされる生徒から事情を確認し、適切に指導する。
- 組織的に対応する。
- 家庭や教育委員会に連絡・相談するとともに、事案に応じて関連機関と連携する。
- 「校内いじめ防止対策委員会」を中心に、事案への対応について成果と課題を明らかにし、今後の改善策を立てる。

#### (3) 関係機関との連携

いじめの問題に、学校、家庭、地域の連携だけでは十分対応しきれなかったり、解決が困難だったりする場合には、以下の機関と連携します。学校は、平素から以下の機関と情報共有体制を構築します。

- 警察、児童相談所、医療機関、法務局の人権擁護機関

## 第2 いじめ防止等のための対策

### 1 いじめ対策に関する組織と役割

いじめ防止等のため、「袋井市立周南中学校いじめ防止基本方針」に基づき、「校内いじめ対策委員会」を設置し、これを中核として、「校内いじめ対策委員会」委員長である校長の強いリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、対策を推進します。

#### 【校内いじめ対策委員会】

校長を委員長とし、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むための中核を担う。

#### ○参画する教職員

校長、教頭、主幹、生徒指導主事、学年主任、特別支援部主任、養護教諭を基本とするが、必要に応じて関係する教職員や、専門知識を有するスクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーを参画させる。

○週1回の定期実施とするが、必要に応じて随時開催する。

○学校が、いじめ対策防止推進法第28条第1項に規定する重大事態の調査の組織を行う場合の母体となる。

## 2 いじめ防止等に関する取組

### (1) いじめの未然防止

学校経営目標『信じて、支えて、認め合い「みんなが笑顔になる」学校』の下、すべての生徒が安全安心に学校生活を送り、「笑顔」で授業や行事に取り組める学校作りを進めることで、いじめを未然に防止します。

#### ①「みんなが笑顔になる」学校づくりの推進

・生徒たちは、社会を変える力をもっています。教職員は、その力を信じ、存分に発揮できるよう、生徒が主体的に行動できる環境作りに努めます。また、子どもたち同士の豊かなかかわりを通した、「学びの実感」を得られる授業づくりを行います。

#### ②生徒の自主的活動への支援・充実

・生徒会本部や専門委員会の活動を通し、お互いを認め合ったり、良さに気付い

たりできるよう支援します。また、毎年校則見直し委員会を立ち上げて生徒の目で校則を見直すことで、自分たちの声が反映される環境を整えます。

・結絆祭(体育大会)、たちばな祭(合唱コンクール)等の行事の企画運営を生徒が行います。やり遂げた喜びや、自分たちの手で作り上げる楽しさを味わえるよう、教職員は生徒をサポートするとともに、その表れを称揚します。

### ③道徳教育の推進

・すべての教育活動を通して、道徳教育の充実を図ります。

### ④ソーシャルスキルトレーニングの実施

・学活や朝の活動(SFT)を活用し、県版「人間関係づくりプログラム」や、PREP法を用いた「人間関係づくり」活動に取り組みます。

### ⑤情報モラル教育の充実(月1回)

・朝の活動(SFT)を活用し、SNSの使い方やその落とし穴、対処方法について学んだり考えたりする機会を設けます。

### ⑥Q-Uの活用

・QUの結果をふまえ、非承認感や侵害感を抱く生徒に意図的声掛けを行います。

### ⑦教員の資質向上

校内研修や学年会において、QU分析方法や事例検討、いじめ防止の考え方を研修します。

## (2) いじめの早期発見

いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、日頃から生徒を見守り、信頼関係を構築することで早期発見に努めます。その上で、生徒がいじめや困り感を訴えやすい環境の整備として、以下の取組を行います。

### ①ICTの活用

#### ・デイケン

生徒は、毎朝のこころの状態や相談の有無をデイケンに入力します。担任は、入力と同時に内容を確認し、必要な声掛けを行います。

#### ・ニコリ

月に1度、友人関係や学習、情報機器の利用状況などについてアンケートを行い、

必要に応じて教育相談を行います。

・学校風土調査

年に2回、学校の風土についてアンケートを行います。結果を、学年・学級ごとに分析し、その後の取組に生かします。

・お悩み相談室の開設

Googleフォームを使い、いつでも悩みを相談できる「お悩み相談室」を常設します。担当教諭が内容を確認し、相談先につなぎます。

②生活アンケートの実施

5月、10月、1月に実施します。その内容をもとに、5月は全員対象の教育相談を行い、新しい環境への不安や悩みに寄り添います。

③QUの実施

5月、11月に実施します。侵害群、非承認群の生徒に対し、意図的な声掛けや称揚の場を設けます。また、QUの活用方法について研修を行います。

④日記の実施

日々の日記「あゆみ」を通し、生徒の状況を把握します。

⑤ネットパトロール・情報モラル教育の実施

(3) いじめ事案への対処

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保した上で以下のように対応します。

・教職員が、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めます。その上で、その行為の意図、お互いの気持ち、周りからどう見られているかを確認します。

・生徒や保護者からいじめの相談を受けた場合には、速やかに「校内いじめ対策委員会」に情報を報告し、学校の組織的対応につなげます。また、いじめの内容や対応、その後の解消状況を「生徒指導月例報告」にまとめ、教育委員会に報告する。

・教職員は、いじめに係る情報を「スズキ校務」の「日々の様子」に記録し、一括管理します。

- ・犯罪行為と認められるいじめについては、警察や関係機関と連携して対応します。特に、子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求めます。
- ・インターネット上のいじめについては、警察や関係機関と連携し、情報の削除などの措置を求めます。
- ・いじめられた生徒から事実関係を聞き取る際には、「あなたの身の安全や秘密を守ること」「あなたが悪いのではないということ」をはっきり伝えることで、できる限り生徒や保護者の不安を取り除けるようにします。
- ・いじめられた生徒が安心して学習や活動に取り組める環境の確保に努めます。必要に応じ、心理や福祉の専門家などの外部専門家の協力を求めます。
- ・いじめた生徒からも事情を聞き取り、いじめが確認された場合は、その行為について指導します。その上で、いじめを行う背景や抱えている課題を究明し、今後健全な人間関係を育むことができるよう支援します。また、いじめの状況によっては、教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、出席停止や警察との連携による措置をとります。
- ・いじめに係る行為が3ヶ月程度止んでおり、かつ、いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていない状態を「いじめの解消」とします。ただし、いじめが解消している状態であっても、その後いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを認識し、日常的に注意を払い、声掛けを継続します。

#### (5) 関連機関との連携

- ・必要に応じ、「校内いじめ対策委員会」や「ケース会議」に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー参加を依頼し、助言を求めます。
- ・所轄警察や少年サポートセンターと連携し、情報交換をしたり助言を求めたりします。
- ・生徒や保護者に対し、いじめ相談専用ダイヤルやこころの電話などの相談機関を紹介します。

### 3 重大事態への対処

#### (1) 重大事態とは

ア いじめにより、生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・子供が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品などに重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ いじめが原因と疑われ、子供が相当の期間、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子供が一定期間連続して欠席しているとき。

ウ 子供や保護者から、いじめられて重大事態におちいったと申し立てがあったとき。

#### (2) 重大事態の対応

いじめの重大事態が発生した場合、学校は事案について直ちに教育委員会に報告します。教育委員会又は学校は、速やかに事案の事実確認を行い、「袋井市いじめ防止等のための基本方針（平成28年8月）」及び「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応します。

教育委員会が、事案の調査を行う主体を判断します。学校が主体となって調査を行う場合は、次のとおりに対応します。

- (1) 調査は「校内いじめ対策委員会」に第三者を加えた組織で行います。
- (2) 事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような様態であったか）や、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係の問題、学校や教職員の対応などを明確にします。
- (3) いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供します。
- (4) 調査結果を教育委員会に報告します。
- (5) 調査結果を踏まえた措置を行う。
- (6) 暴行や強要、児童ポルノに関するいじめ行為は、被害児童生徒や保護者に安心感を与えるためにも、市教育委員会と連携しながら、警察に通報し協力をあおぎます。

- (7) 被害生徒に対して、落ち着いて教育を受けられる環境の確保や不登校等の場合における学習面での十分な支援に努めます。
- (8) 被害生徒の保護者だけでなく、加害生徒の保護者に対しても、迅速に情報を提供し、保護者と協力しながら、生徒の支援を行います。
- (9) 重大事態が発生した場合には、関係のあった生徒だけではなく、学校全体に不安や動揺が広がる可能性があります。このことを踏まえ、いじめに直接関わっていない生徒も含めた相談窓口やカウンセリング体制を整えます。